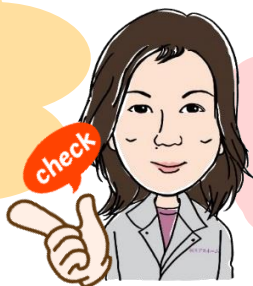


# 2019年10月消費税10%へ!

原則、消費税額は引き渡し時の税率で決まります。が、..  
**特例(経過措置)があります。**

## 経過措置とは!!

消費税10%の増税日(2019年10月1日)の半年前の4月1日を指定日として、その前日の3月31日までに契約すれば、増税日以降の引き渡しでも消費税は8%となります。



もちろん、増税日より前に引き渡しをする工事の消費税率は**8%**です。

ようするに、..

**2019年3月末**までの契約、

もしくは**2019年9月末**までの引渡

の工事は

消費税が **8%** のまま。

現在

2018年 2019年

10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月

4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月

10月 | 11月 | 12月

消費税10%

請負契約における経過措置の適用期限

ケース1

適用税率

ご相談

ご契約

お引渡

8%



ご相談

ご契約

お引渡

8%



ご相談

ご契約

お引渡

8%

ケース4



ご相談

ご契約

お引渡

10%

※ただし、追加工事が建物本体の請負契約に付随するものであっても、その追加工事のご契約日・お引渡し日で適用税率が決まります。よって、建物本体の税率が8%であっても、追加工事の税率が10%となる場合もあります。